

名古屋市告示第91号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 7年 3月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人 d e n a 名古屋市港区入場 一丁目3004番地	相談支援 b e b e 名古屋市港区正徳 町 6丁目49番地の 2	一般相談支援 特定相談支援	2331200218	令和 7年 1月 1日
		障害児相談支 援	2371200201	
合同会社リバティ 名古屋市守山区新 守西1203番地	相談センター R e ライズ 名古屋市守山区新 守西1203番地	特定相談支援	2337600395	令和 7年 1月 1日
		障害児相談支 援	2377600404	
株式会社スミカカ ルム 名古屋市名東区高 針一丁目1714番地	a d v a n c e d c o u n s e l マホロバ 名古屋市名東区高 針一丁目1714番地	特定相談支援	2338000314	令和 7年 1月 1日
		障害児相談支 援	2378000315	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課